

## 『次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画』

全ての社員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行なうとともに、次世代育成支援について地域に貢献する企業となるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年 4月 1日から平成32年 3月31日までの5年間

2. 内 容

目標 1 平成32年 3月31日までに、所定外労働時間を削減するため、ノー残業デーの取得を週に1日とする。

<対策>

- ・ 所定外労働の原因分析を行なう
- ・ 社内広報誌等を活用した周知・啓発の実施、管理職に対する研修を年4回実施

目標 2 平成32年 3月31日までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり年間5日以上とする。

<対策>

- ・ 社内広報誌等を活用した周知・啓発の実施、管理職に対する研修を年4回実施

以上